



平成27年5月14日  
国土交通省  
土地・建設産業局

## ITを活用した重要事項説明に係る社会実験のための ガイドラインの公表について

国土交通省では、宅地建物取引業法第35条に基づき、宅地建物取引士が対面で行うとされている重要事項説明について、平成26年4月から12月にかけて、6回にわたって「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」を開催し、平成27年1月に最終とりまとめを公表いたしました。その中で、重要事項説明におけるIT活用については、まずは社会実験という形で試行した上で、その結果の検証を行うこととなりました。

この度、社会実験を実施するにあたっての事業者の責務等を示したガイドラインを作成いたしましたので、公表いたします。

なお、社会実験を行う期間は、別途国土交通省ホームページ上で公表いたします。

(国土交通省ホームページ 平成27年1月30日公表)

「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」の最終とりまとめについて  
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000092.html)

<お問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 課長補佐 片川

係長 浅野、池田、和田

TEL:03-5253-8111 (内線: 25119、25130)

FAX:03-5253-1557